

平成二十一年度

第二十九回

港湾環境整備負担金部会議事録

日時 平成二十一年十二月二十一日(月)  
於 都庁第二本庁舎三十一階  
特別会議室二十六

次第

- 一 開 会
- 二 諮問事項の審議  
・港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定(案)
- 三 閉 会

出席者

学識経験者

(社)日本港湾協会副会長

元(財)東京都公園協会西部支社長

港湾・海上公園関係者

(社)東京港運協会会長

東京倉庫協会会長

東京港定航船主会会長

関係行政機関の職員

関東地方整備局長

関東運輸局長

東京海上保安部長

東京都職員

港湾経営部長

海上公園課長

副参事(監理担当)

企画担当課長

川嶋康宏

清水政雄

鶴岡元秀(代理)

犬塚静衛

安川清一郎

菊川滋(代理)

神谷俊広

武留井武男(代理)

小宮三夫

中村繁雄

山崎太朗

飯田紀子

## 開 会 (午後一時三十分)

飯田企画担当課長 それでは、ただいまから第二十九回の港湾環境整備負担金部会を開催させていただきます。

委員の皆様には、お忙しいところ大変恐縮でございますが、どうぞよろしく願っています。

議事が始まりますまで、進行は私、東京都港湾局企画担当課長の飯田が務めさせていただきますので、よろしく願っています。それでは座って、失礼させていただきます。

まず、定足数についてでございますけれども、本日は、九名の委員のうち、代理出席の方も含めまして、現時点で七名の委員の方にご出席をいただいております。よって、東京都港湾審議会条例に定められております定足数に達しておりますので、本日の部会は有効に成立してございますことを報告申し上げます。

部会につきましては、公開ということを進めさせていただきます。

続きまして、お手元に配付させていただいております資料を確認させていただきます。

まず、会議次第でございます。

それから、東京都港湾審議会 港湾環境整備負担金部会委員名簿でございます。

それから、その下に諮問書の写しがございます。

資料一といたしまして、港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定(案)がございます。

資料二といたしまして、港湾環境整備負担金対象工事指定に関する附属資料がございます。

資料三といたしまして、「負担割合一覽表」がございます。

す。

資料四といたしまして、「平成二十年度・平成二十一年度事業費等比較表」がございます。

そのほかに、冊子の形で「東京都港湾環境整備負担金条例・同施行規則」、それから「港湾環境整備負担金制度について」と参考で座席表をお配りしてございます。

以上、ご確認願っています。

### 諮問事項の審議

#### 港湾環境整備負担金に係る

#### 負担対象工事の指定(案)

飯田企画担当課長 それでは本日の審議事項でございますが、先ほどご確認いただきました、お手元の配付資料の諮問書の写しに記載がございました、港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定(案)についてでございます。

本件審議につきましては、東京都港湾審議会の議決によりまして、本部会の決議をもって審議会の決議とするものとなっております。

それではこれからの議事進行につきましては川嶋部会長どうぞよろしく願っています。

川嶋部会長 部会長の川嶋でございます。

それでは早速、諮問事項の審議に入らせていただきます。

「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定」について、事務局から説明を願います。

小宮港湾経営部長 港湾経営部長の小宮でございます。

よろしくお願いいたします。着席して説明をさせていただきます。

港湾環境整備負担金制度につきましては、既にご案内のことと存じますが、改めまして制度の概要につきまして、簡単に説明させていただきます。

この制度は、昭和四十八年の港湾法の改正により導入された制度でございます。臨港地区等に事業所を立地し、事業活動を営んでおられる方々に、港湾管理者が行います港湾環境の整備及び保全のための工事費用の一部につきまして、ご負担をお願いするものでございます。

東京都におきましては、東京都港湾環境整備負担金条例及び同条例施行規則を制定いたしまして、昭和五十六年度より、ご負担をいただいているところでございます。

それでは、諮問案の内容につきまして説明申し上げます。本日は審議いただきます、平成二十一年度の港湾環境整備負担金の概要でございますが、負担金の総額は、後ほど説明させていただきますが、三千九百九十九万余円、また負担対象事業者は、七十七社でございます。

それでは、資料に基づきご説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元にお配りしてございます資料一、「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定(案)」を、ごらんいただけますと存じます。

お手数ですが、二枚目の「負担対象工事の指定について」の表をお開き願います。

表の最上段にございます、「工事の種類」からの「当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地等の合計面積」まで、項目ごとに順次ご説明申し上げます。

からの各項目につきましては、知事が負担対象工事を指定する場合には、条例に基づいて告示すべき事項となっております。

ます。

まず、欄の「工事の種類」でございます。

一の「港湾環境整備施設の建設又は改良の工事」は、港湾法第二条第五項第九号の三に定められております海浜、緑地、広場、植栽等の港湾環境整備施設の整備を行うものでございます。

二は、「港湾環境整備施設の維持の工事」であります。

三は、「漂流物の除去その他の水面清掃のための工事」でございます。

また、一枚戻っていただきまして、欄は、「工事の名称」でございます。

一の建設又は改良の工事は、晴海ふ頭公園ほか九公園の整備工事でございます。

二の維持工事は、晴海ふ頭公園ほか九公園の維持工事でございます。

最下段の三は、東京港港湾区域内の水面清掃工事でございます。

また、最初のページに戻っていただきまして、欄でございます。これはそれぞれの「工事の実施された場所」をお示ししております。

欄は、「工事の完了した日」でございます。

欄は、それぞれの工事に要した平成二十年度の費用でございます。

欄は、「負担区域」でございます。

一の建設又は改良の工事及び二の維持工事につきましては陸域の臨港地区が負担区域でございます。次のページの三の水面の清掃工事につきましては、臨港地区及び水域の港湾区域が負担区域となります。

なお、実際に負担をいただく事業者の方は、東京都港湾環境整備負担金条例第二条に基づきまして、この負担区域内で事業

を管んでおられる事業者のうち、事業場の敷地面積が一万平方メートル以上の方々がいらっしゃいます。

の欄でございますが、それぞれの工事に要した費用に対する負担の割合でございます。その内容につきましては、資料三に記載されておりますので、後ほどご説明をさせていただきます。

の欄は、「当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地等の合計面積」でございます。この面積が負担金額算出の基礎となるものでございます。

以上、諮問案につきましては、概略をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、資料二で補足させていただきますと存じます。

資料一は、「港湾環境整備負担金対象工事指定に関する附属資料」でございます。

この資料のページをお開き願います。地図が書いてありますが、負担金の負担区域を明示したものでございます。負担区域は、東京港湾区域及び臨港地区でございます。図の右側の表の上段にお示しておりますように、太い黒線で囲われた範囲の水域部分が、港湾区域でございます。面積は、五千二百九十二・一ヘクタールでございます。

赤い線で囲われております陸域部分が臨港地区でございます。面積は二千三十三・二ヘクタールでございます。

また、中段の表には、先ほどご説明申し上げました工事の種類が色分けしてございまして、それぞれの施行箇所を明示してございます。

青色で標示しております。からの十公園は、港湾環境整備施設の建設・改良工事及び維持工事の対象としております。

公園の名称及び面積は下段の表に記載してございますので、ごらんいただきたいと存じます。

続きまして、二ページでございます。こちらは、「平成二十一年度港湾環境整備負担金の概要」でございます。この表は、負担金額の算定内容を記載したものでございます。

上段の表につきましては、ご説明申し上げます。

建設・改良工事につきましては、A欄の事業費九十万余円に對しまして、記載されております計算式により、F欄の負担額が六万余円となります。

同様に、維持工事につきましては、事業費が九千四百七十五万余円に對しまして、負担額が一千五百三十四万余円、最下段の水面清掃工事につきましては、事業費が二億五千九百五十八万余円に對しまして、負担額が二千四百五十九万余円となり、合計額が事業費三億五千五百二十四万余円に對しまして、負担額が三千九百九十九万余円となります。

下段の表につきましては、A欄にそれぞれの工事に要した費用の内訳を記載してございます。また、D欄に分母面積となる事業場等の敷地面積の算出基礎を記載してございます。

次の三ページから五ページまでは、各工事の事業費の明細を決算額調書として表にしたものでございます。

次に、六ページをごらんいただきたいと存じます。こちらは建設・改良工事の概要でございます。

内容といたしましては、十公園すべてを対象とした、太陽光発電設備などの施設整備に関する調査でございます。

次に、七ページをごらんいただきたいと存じます。維持工事の対象となっております十公園の名称、それから管理面積及び面積の増減を記載したものでございます。

維持管理面積の増減の内容につきましては、春海橋公園（江東区側）の追加開園及び芝浦南ふ頭公園の開園によりまして、約二万二千八百七十一平米の増となり、管理面積の合計は三十三万九千四百七十八平米となっております。

また、春海橋公園につきましては、敷地が江東区及び中央区にまたがっております。江東区側のみが臨港地区に含まれておりますので、負担金の対象地区である江東区側のみを面積を記載しております。

次に、資料二を「らんいただきたいと存じます。これは、「負担割合一覧表」でございます。

負担割合につきましては、他港の状況等も勘案しながら、公園の機能目的や、主たる利用対象者の状況に応じ種別化し、設定させていただいております。

次に、資料四を「らんいただきたいと存じます。この表は、参考までに平成二十年度と平成二十一年度の対象工事の事業費等を比較したものでございます。対象となる工事の種類ごとに、上段が平成二十一年度、中段が平成二十年度、下段がその増減を記載してございます。

それぞれの事業費に負担割合を乗じたものが、負担対象額となります。

そのうち、事業者の方々に「負担をお願いする額」といたしましては、昨年度と比べて約四百六十二万円減の三千九百九十九万円となっております。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。よろしく審議のほどをお願い申し上げます。

川嶋部会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から諮問事項についての説明がございましたが、「質問」「意見」がございましたら、「発言をいただきたい」と思います。

二十年度は、ほとんど建設・改良工事がなかったということですね。その関係で、四百六十万くらい負担金の額が減ったということになります。

いかがでしょうか。「意見」ございませんか。

「発言もないよう」でございますので、港湾環境整備負担金に

係る負担対象工事の指定につきましては、原案とおります旨決議をいたしたいと思っておりますが、「異議」ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

川嶋部会長 異議なしとの「発言」でございますので、原案を適當とする旨、答申をさせていただきます。

答申につきましては、部会長の私から、答申書を小宮港湾経営部長にお渡しいたしますが、準備の都合により、しばらくお待ちください。

それでは、答申書をお渡しします。原案を適當とする旨に決定いたしました。

（答申書手交）

小宮港湾経営部長 どうもありがとうございます。

川嶋部会長 以上をもちまして、諮問事項の審議を終わりたいと存じます。

なお、東京都港湾審議会条例の第八条第四項に基づきまして、本日の審議経過につきましては、次回に開催されます、一月の予定と聞いておりますけれども、東京都港湾審議会において、私から報告をさせていただきますので、「ご承りいただきたい」と存じます。

それでは、閉会に当たりまして、事務局から「あいさつ」ということでございますので、どうぞよろしく申し上げます。

小宮港湾経営部長 本日は、大変お忙しい中、本負担金部会にご出席をいただき、また「審議」を賜りまして、誠にありがとうございます。

ただいま諮問案につきましては、原案を適當とする旨、答申を頂戴いたしました。東京都は港湾管理者として、関係事業者の方々の「理解」をいただきまして、港湾環境整備負担金制度を適切に運用しながら、港湾環境の保全にお一層努めてまいりますので、今後とも「指導」のほど、よろしく「お願い」申し上げます。

す。本日はありがとうございました。  
川嶋部会長 それでは、以上をもちまして、閉会といたします。  
ご協力ありがとうございました。

## 閉 会

(午後一時五十分)

了